

日本労働弁護団東京支部女性労働PT主催

女性弁護士による

マタハラ全国 ホットライン

10月20日(日)
10:00~20:00

相談は
無料
です

03-3251-5363 / 03-3251-5364

ひとりで悩まず気軽に相談してください

こんなことで困っていませんか？

「育休が明けて戻ってきても君の席はないよ。といわれました。」
「有期契約を何度も更新してきたのに、妊娠を報告したら契約期間満了で辞めさせられました」
「妊娠したのですが、残業が続いて体力がもちません。残業の免除はしてもらえないの？」
「育休が明けて職場に戻ったら、事務職から工場勤務へ異動させられました。」
「つわりがひどくて朝の通勤ラッシュが辛い。医師からもラッシュの時間帯は避けるように言われました。」

※日本労働弁護団は、労働者と労働組合の権利擁護のために闘うことを表明した弁護士による組織で、全国各地の弁護士約1600名が加入しています。